

葛城市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画
及び第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画策定等業務委託
に係る公募型プロポーザル審査基準

評価対象			事務局 一次 採点	委員会 二次 採点	割合
審査項目	評価項目	審査の視点			
企画提案書	①調査・分析	調査方法及び入力方法が的確な手法で示されているか。	—	5	5%
		提案内容が、十分な分析能力を備えているか。	—	10	10%
	②計画策定に対する姿勢	最新の国等の高齢者福祉施策や障害福祉施策、他市の特色ある施策等についての理解があるか。	—	10	10%
	③本業務全体についての提案	調査から計画書作成までのスケジュールは適切か。	—	5	5%
		計画策定の視点や方向性について、葛城市の特性・課題を踏まえた、具体的な提案がなされているか。	—	10	10%
		本業務全体について、企画力と実効性を有した提案がなされているか。	—	10	10%
	④本業務にかかる個別の提案	現計画を踏まえ、計画の役割・位置付、達成目標・指標の設定について提案がなされているか。	—	10	10%
		策定委員会における運営支援の方法についての提案がなされているか。	—	5	5%
業務の実施体制	⑤計画作成の支援体制	【事務局一次評価】業務実施にあたって適切な主担当者や人員配置及び組織体制が提案されているか。	5	10	15%
高齢福祉計画及び障害福祉計画業務連携	⑥高齢福祉計画及び障がい福祉計画との業務連携	高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画策定業務と障がい者計画・第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画策定業務との業務連携を効率的に実施することができるか。	—	5	5%
業務経歴	⑦受託実績	【事務局一次評価】過去5年間に、本計画に関連する計画の受託実績があるか。介護・障がいの各計画の実績それぞれ5件以上(5点)、3件以上(3点)、1件以上(1点)	5	—	5%
見積額	⑧見積金額	【事務局一次評価】適正な見積が示されているか。1位(最低見積額)を10点とし、2位以下については、次の式により算出する。ただし、小数点以下切り捨て。 (1位の見積額/当該見積事業者額)×10点	10	—	10%
合 計			20	80	100%
			100		

※審査基準

事務局(一次審査)及び各委員(二次審査)の評価合計点において、最高得点を得た者を契約候補者とし、2番目に高い得点の者を次点者とする。なお、それぞれ事務局(一次審査)及び各委員(二次審査)評価合計点数が6割を超えない場合は失格とする。

評価合計点数が複数者同点となった場合は、委員の多数決により決定する。可否同数の場合は、委員長が決定する。